



2024年 1月10日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社
代表者名 代表取締役 安 江 令 子
(コード番号：4312 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 田 中 秀 幸
(TEL. 03-5297-3010)

**富士ソフト株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2023年12月22日付「支配株主である富士ソフト株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、富士ソフト株式会社（以下「富士ソフト」といいます。）は、2023年11月9日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、富士ソフトは、本公開買付けの決済の開始日である2023年12月28日をもって、当社株式27,981,123株（議決権所有割合（注）：90.55%）を所有するに至り、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

（注）「議決権所有割合」は、当社が2023年11月9日に提出した第39期第3四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の当社の発行済株式総数（32,076,000株）から、当社が2023年11月8日に公表した「2023年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2023年9月30日現在当社が所有する自己株式数（1,174,595株）を控除した株式（30,901,405株）に係る議決権の数（309,014個）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権所有割合の計算において同じです。

富士ソフトは、当社の総株主の議決権の90%以上を保有するに至ったことから、当社が2023年11月8日付で公表した「支配株主である富士ソフト株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（但し、富士ソフトが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を富士ソフトの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（但し、当社及び富士ソフトを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を富士ソフトに売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを2024年1月10日に決定したとのことです。

当社は、2024年1月10日付で富士ソフトより本株式売渡請求に係る通知を受領し、2024年1月10日付の取締役会決議により、本株式売渡請求を承認することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなり、本日から2024年2月8日まで整理銘柄に指定された後、2024年2月9日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(i)	名 称	富士ソフト株式会社																
(ii)	所 在 地	神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地																
(iii)	代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 坂下 智保																
(iv)	事 業 内 容	S I（システムインテグレーション）事業、ファッションリティ事業、その他																
(v)	資 本 金	26,200 百万円（2023 年 9 月 30 日現在）																
(vi)	設 立 年 月 日	1970 年 5 月 15 日																
(vii)	大株主及び持株比率 (2023 年 6 月 30 日現在) (注1)	<table border="1"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>10.10%</td> </tr> <tr> <td>有限会社エヌエフシー</td> <td>9.63%</td> </tr> <tr> <td>ML I F O R C L I E N T G E N E R A L O M N I N O N C O L L A T E R A L N O N T R E A T Y - P B (常任代理人 BOFA証券株式会社)</td> <td>7.12%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カストディ銀行 (信託口)</td> <td>6.86%</td> </tr> <tr> <td>野澤 宏</td> <td>5.62%</td> </tr> <tr> <td>M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S (常任代理人 モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)</td> <td>4.49%</td> </tr> <tr> <td>C a b r i l l o F u n d i n g L t d. (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)</td> <td>3.54%</td> </tr> <tr> <td>J . P . M O R G A N S E C U R I T I E S P L C F O R A N D O N B E H A L F O F I T S C L I E N</td> <td>2.48%</td> </tr> </table>	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10.10%	有限会社エヌエフシー	9.63%	ML I F O R C L I E N T G E N E R A L O M N I N O N C O L L A T E R A L N O N T R E A T Y - P B (常任代理人 BOFA証券株式会社)	7.12%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6.86%	野澤 宏	5.62%	M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S (常任代理人 モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)	4.49%	C a b r i l l o F u n d i n g L t d. (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.54%	J . P . M O R G A N S E C U R I T I E S P L C F O R A N D O N B E H A L F O F I T S C L I E N	2.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10.10%																	
有限会社エヌエフシー	9.63%																	
ML I F O R C L I E N T G E N E R A L O M N I N O N C O L L A T E R A L N O N T R E A T Y - P B (常任代理人 BOFA証券株式会社)	7.12%																	
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6.86%																	
野澤 宏	5.62%																	
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S (常任代理人 モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)	4.49%																	
C a b r i l l o F u n d i n g L t d. (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.54%																	
J . P . M O R G A N S E C U R I T I E S P L C F O R A N D O N B E H A L F O F I T S C L I E N	2.48%																	

	TS JPMS PR E CLIENT ASSETS-SEGR ACCT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) JPモルガン証券株式会社 3D OPPORTUNITY MASTER FUND (香港上海銀行東京支店)	2.14% 1.89%
(viii) 当社と富士ソフトの関係		
資 本 関 係	富士ソフトは、本日現在、当社株式を27,981,123株(議決権所有割合:90.55%)所有し、当社を連結子会社としております。	
人 的 関 係	本日現在、当社取締役8名のうち、1名(白石善治氏)は富士ソフトの出身者です。また、当社取締役のうち安江令子氏は2009年7月から2018年1月まで富士ソフトに在籍していました。また、監査役のうち内藤達也氏は2006年9月から2020年2月まで富士ソフトに在籍していました。	
取 引 関 係	当社は、富士ソフトから、本社オフィスを賃借しており、また、富士ソフトが取り扱うソフトウェアを購入、利用しています。また、当社が取り扱うセキュリティ製品を富士ソフトを通して顧客へ販売、当社が顧客に提供するサービスの一部業務を富士ソフトへ委託するなど、事業面で連携しております。	
関連当事者への該当状況	富士ソフトは当社の親会社であり、富士ソフトと当社は相互に関連当事者に該当します。	

(注1)「大株主及び持株比率」については、富士ソフトが2023年8月14日に提出した第54期第2四半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2024年1月10日(水曜日)
当 社 取 締 役 会 決 議 日	2024年1月10日(水曜日)
売 買 最 終 日	2024年2月8日(木曜日)(予定)
上 場 廃 止 日	2024年2月9日(金曜日)(予定)
取 得 日	2024年2月14日(水曜日)(予定)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、1,095円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、富士ソフトより、本日付で、本株式売渡請求を行う旨の通知を受領いたしました。当該通知の内容は以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して、本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

該当事項はありません。

- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又は算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号・第 3 号）

富士ソフトは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 1,095 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2024年 2 月 14 日

- (5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

富士ソフトは、本株式売渡対価の全てを、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの借入を原資として支払うことを予定しております。富士ソフトは、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、三菱UFJ銀行作成の2023年11月8日付融資証明書及び三井住友銀行作成の2023年11月8日付融資証明書並びに2023年11月8日付残高証明書を提出しております。富士ソフトにおいて、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について富士ソフトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本株式売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引を通じて当社株式を非公開化し、当社を富士ソフトの完全子会社とすることは、当社グループの企業価値向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社は、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、2023年8月24日に、富士ソフトから、本取引の検討・協議を開始したい旨の申し入れを受けた後、2023年9月1日に本取引に関する初期的な意向表明書の提示を受けたことを契機として、富士ソフトとの間で協議を開始することや本取引の実施の是非等を含めて検討し、また富士ソフトとの間で交渉するため、2023年9月1日に当社及び富士ソフトから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EY」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任するとともに、シティニューワ法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、富士ソフトから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引について検討・交渉等を行うための体制の構築を開始しました。

具体的には、2023年9月1日開催の当社取締役会の決議により、岸甫氏（当社独立社外取締役）、長谷川祥典氏（当社独立社外取締役）及び鷹箸有宏氏（社外有識者・株式会社J-TAPアドバイザー取締役）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し（本特別委員会の具体的な活動内容等の詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」をご参照ください。）、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、(ii) 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性、(iii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(iv) 本取引（本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものでないか、(v) 上記(i)から(iv)を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、(i)から(v)を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

また、当社は、上記取締役会決議において、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しております。併せて、当

社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本特別委員会が自ら富士ソフトと交渉を行うことができる権限のほか、富士ソフトとの交渉を当社の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、本特別委員会は、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(b) 必要に応じて自らの外部アドバイザー等（ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等）を選任し（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、さらに、

(c) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与しております。

また、当社は、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」に記載のとおり、2023年9月1日に開催された本特別委員会の第1回会合において、当社が選任する外部アドバイザー等に関し、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるEY並びにリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、その選任の承認を受けております。

さらに、当社は、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、富士ソフトから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を当社の社内に構築するとともに、2023年9月1日に開催された本特別委員会の第1回会合において、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けております。

上記のような体制の下、当社は、2023年9月上旬以降、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や本公開買付け価格の条件について、本特別委員会より事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における本特別委員会からの意見・指示・要請等に基づき、EY及びシティユーワ法律事務所から助言を受けながら、富士ソフトとの間で複数回に亘る協議・交渉を重ねてきております。具体的には、当社は、富士ソフトから、第三者算定機関であるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）による当社株式価値の試算、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通しを勘案し、2023年10月6日に本公開買付けにおける本公開買付け価格を965円（なお、本公開買付け価格として提案された965円は、同提案日の前営業日である2023年10月5日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値763円に対して26.47%、2023年10月5日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値765円に対して26.14%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値775円に対して24.52%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値816円に対して18.26%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする最初の提案を受けましたが、同月11日に当社は、合理的な水準のプレミアムが上乘せされておらず、当社が本公開買付けへの応募を推奨する水準には達していないとして、富士ソフトに対して、本公開買付け価格の再提示を要請いたしました。その後、当社は、富士ソフトから、2023年10月18日に、本公開買付け価格を1,000円（なお、本公開買付け価格として提案された1,000円は、同提案日の前営業日である2023年10月17日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値764円に対して30.89%、2023年10月17日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値766円に対して30.55%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値769円に対して30.04%、過去6ヶ

月間の終値の単純平均値811円に対して23.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の提案を受けましたが、2023年10月19日に当社は、同様の理由により本公開買付価格の再検討を要請いたしました。その後、当社は、富士ソフトから、2023年10月30日に、本公開買付価格を1,025円(なお、本公開買付価格として提案された1,025円は、同提案日の前営業日である2023年10月29日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値781円に対して31.24%、2023年10月29日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値769円に対して33.29%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値763円に対して34.34%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値805円に対して27.33%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の提案を受けましたが、2023年10月31日に当社は、少数株主の利益への配慮の観点から、本公開買付価格を1,150円とする旨を要請いたしました。その後、当社は、富士ソフトから、2023年11月1日に、本公開買付価格を1,075円(なお、本公開買付価格として提案された1,075円は、同提案日の前営業日である2023年10月31日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値777円に対して38.35%、2023年10月31日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値768円に対して39.97%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値762円に対して41.08%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値804円に対して33.71%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の提案を受けましたが、少数株主の利益への配慮の観点から、本公開買付価格を1,125円とする旨を要請いたしました。その後、当社は、富士ソフトから、2023年11月2日に、本公開買付価格を1,080円(なお、本公開買付価格として提案された1,080円は、同提案日の前営業日である2023年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値787円に対して37.23%、2023年11月1日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値769円に対して40.44%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値762円に対して41.73%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値804円に対して34.33%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の提案を受けましたが、同日、当社は、本公開買付価格として再提案を受けた1,080円は、依然として当社の少数株主にとって十分な内容であるとはいえないとして、本公開買付価格を1,110円とする旨を要請いたしました。その後、当社は、富士ソフトから、2023年11月6日に、本公開買付価格を1,090円(なお、本公開買付価格として提案された1,090円は、同提案日の前営業日である2023年11月2日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値786円に対して38.68%、2023年11月2日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値770円に対して41.56%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値762円に対して43.04%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値803円に対して35.74%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の提案を受けましたが、同日、当社は、可能な限り当社の少数株主の利益に配慮する必要があるとして、本公開買付価格を1,095円(なお、本公開買付価格として提案が行われた1,095円は、同提案日の前営業日である2023年11月2日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値786円に対して39.31%、2023年11月2日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値770円に対して42.21%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値762円に対して43.70%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値803円に対して36.36%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の要請を行い、同日に富士ソフトから当社の要請を受諾する旨連絡を受け、本公開買付価格について富士ソフトとの間で合意に至りました。

以上の富士ソフトとの協議・交渉を踏まえ、11月6日、当社と富士ソフトは、本公開買付価格を1,095円とすることで合意に至りました。

以上の経緯のもとで、当社は、2023年11月8日開催の当社取締役会において、EYから受けた

財務的見地からの助言並びに2023年11月7日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）の内容、シティニューワ法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本取引に関する諸条件について、当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

また、当社グループの企業価値の向上に資するか否かについて、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社において事業環境に係る課題が存する状況を念頭に、当社は富士ソフトと連携することにより、事業変革を加速できるか否かを中心に検討を行いました。かかる点について、富士ソフトと当社の2023年11月8日現在の資本関係においては、富士ソフトが当社グループに投入する経営資源から得られる当社グループ利益の一部は当社の少数株主に流出するため、富士ソフトにとっては、自らが投入した経営資源から得られる利益をすべて得ることができず、富士ソフトと当社の少数株主との間に構造的な利益相反が生じ、その結果、富士ソフトと当社グループの連携が制約されるという課題があることから、本取引を通じて当社が非公開化し、富士ソフトと当社の少数株主との間の構造的な利益相反関係を解消し、富士ソフトと当社グループの連携を強化することを通じて、事業変革を加速することが可能であると考えております。

以上の協議・検討の結果、当社は、2023年11月8日開催の当社取締役会において、以下の各点等を踏まえると、本取引を通じて当社株式を非公開化し、当社を富士ソフトの完全子会社とすることは、当社グループの企業価値向上に資するものと判断するに至っております。

I. エンジニア相互連携

当社グループが2022年12月期を初年度とする2026年12月期までの5ヶ年を対象とした中期経営計画（以下「当社中期経営計画」といいます。）に掲げる成長のドライバーの一つとして掲げている「ものづくりのDX（注2）促進など」を実現するためには、国内におけるIT人材の確保が不可欠であるが、IT業界全体でのエンジニアリソースの逼迫が想定されており、当社グループが自らIT人材を採用、育成するのに加え、富士ソフトのIT人材と連携して、お客様にサービスを提供することで、サービスの付加価値を向上して、また、当社グループの事業拡大を実現できると考えられること。特に、当社のIT人材は、数学、物理学等をバックグラウンドにシミュレーションモデルの構築と解析、また、シミュレーションと親和性が高いMBSE（注3）、AI、AR（注4）/VR（注5）、Big Data分析などに強みを有し、さらに、PLM（注6）、SPDM（注7）、IoT（注8）、サイバーセキュリティなどの分野の強化に取り組んでいる一方、富士ソフトは、組込・制御系ソフトウェア開発、業務系ソフトウェア開発を中心に幅広いIT領域に強みを有しており、当社が事業拡大に取り組んでいるPLM、SPDM、IoT、サイバーセキュリティなどの領域において、連携効果が大きいと考えられること。

（注2）「DX」とは、「Digital Transformation」の略であり、デジタル技術の活用によ

る新たな価値・体験の提供及び社会の変革を指します。

(注3)「MBS E」とは「Model Based Systems Engineering」の略であり、複数の専門分野にわたり、システムの要求分析から検証までの開発工程全般を、モデルベースで進める開発手法を指します。

(注4)「AR」とは、「拡張現実 (Augmented Reality)」の略で、現実世界の映像にデジタル情報を付加する技術を指します。

(注5)「VR」とは、「仮想現実 (Virtual Reality)」の略で、人工的に創り出された仮想的な空間を疑似体験できる技術を指します。

(注6)「PLM」とは「Product Lifecycle Management」の略であり、製造業における活動の中心となる製品の企画・設計・製造・調達・サポートに至る全開発工程を管理、支援する仕組みを指します。

(注7)「SPDM」とは、「Simulation Process and Data Management」の略であり、解析データとプロセス管理を指します。

(注8)「IoT」とは、「Internet of Things」の略であり、従来インターネットに接続されていなかったさまざまなモノが、ネットワークに接続され、相互に情報交換をする仕組みを指します。

II. 相互の顧客基盤や強みを活用することでの広範なソリューションの提供

当社グループは、製造業に対するシミュレーションソリューションの提供をコア事業としており、製造業の製品開発・設計工程などの上流工程に関する顧客基盤に強みを有し、シミュレーション技術を活用して、ヘルスケア、エネルギー等の非製造業向けサービスを含めた事業領域の拡大に取り組み、また、サイバーセキュリティ製品についてはお客様の業界に依存せず、企業全般に対し、販売を行っている一方で、富士ソフトは業務系ソフトウェアから組込／制御系ソフトウェアの開発、自社・他社プロダクト・サービスまで幅広いソリューションを提供し、多様な業界に対する顧客基盤を有しているところ、このように当社と富士ソフトとの間で、強みを持つ業界やソリューションに相違がある中で、それぞれの顧客基盤を相互に活用したクロスセルを実施し、それぞれの既存顧客に対し、今まで以上に幅広いソリューション・付加価値を提供することで、当社グループの事業拡大を実現できると考えられること。

III. 製品開発から実装までフルサポート可能な体制の構築による顧客提供価値の向上

当社グループは、競争力のあるCAE（注9）販売権を活かし、特に製造業の製品開発・設計工程におけるモデル化と数値シミュレーションにより、さまざまな課題を解決することに強みを有し、今後はその強みに加え、生産、運用保守領域までをサポートする体制構築に取り組んでおり、他方、富士ソフトは、上流工程から下流工程まで一貫通貫で幅広いサービスを展開しており、製品開発から実装までフルサポート可能な体制を有しているところ、本取引による当社の非公開化を通じて、富士ソフト及び当社グループの経営資源の連携を推進する体制を早急に整え、PLM分野、IoT分野、サイバーセキュリティ分野を始めとする各テーマでの協業及び案件デリバリー能力強化による製造業領域での付加価値向上を実現し、

当社グループの事業拡大を実現できると考えられること。

(注9)「CAE」とは「Computer Aided Engineering」の略であり、評価対象物をコンピュータ上でモデル化し、その機能や強度等をはじめとする多くの工学的問題をシミュレーション（模擬実験）する手法を指します。

IV. 本取引による当社のデメリットが限定的であること

一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、(a) 資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、(b) 知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなること、(c) 人材採用が困難になることが挙げられます。当社においては、(a) 資本面では現状、金融機関からの借入による資金調達を要しない状況であることに加えて、仮に将来的に必要な際にも上場会社である富士ソフトを通じた資金調達を行うことが可能であること、(b) 富士ソフトの完全子会社となることにより上場会社グループとしての社会的な信用が維持されること、(c) 人材採用については、非上場化によるデメリットはあるものの、当社における人材採用面で重要となる当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、本取引後においても、当社グループ各社及び富士ソフトグループ各社がそれぞれ別個に法人であることを前提に、その自主性・主体性のもと、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④本公開買付け後の経営方針」記載の経営方針に基づき、真摯に事業を遂行することにより実現することが可能であることから、当社に係る上場廃止の影響は限定的と考えられること。

V. その他

これらに加えて、当社グループにおいては、従業員がその事業遂行及び持続的な成長を果たすための原動力に他ならないところ、富士ソフトにおいても、当社グループの従業員こそがその事業に必須の人的資本であるとの認識を前提に、本特別委員会における富士ソフトに対するインタビューの際の回答等によれば、当社グループにおける固有の人事制度を尊重するとのことであり、本取引後においてかかる方針が実行される限り、当社の企業価値の維持及び向上が図られるものと考えられること。

また、当社は、2023年11月8日開催の当社取締役会において、以下の各点等を考慮した結果、本公開買付けが、当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しております。

(a) 本公開買付け価格が、(ア) EYによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法による算定結果のレンジの上限を超えており、かつ、類似会社比準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であり、また、(イ) 東京証券取引所スタンダード市場における、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2023年11月7日の当社株式の終値797円に対して37.39%、2023年11月7日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値775円に対して41.29%、

2023年11月7日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値762円に対して43.70%、2023年11月7日までの直近6ヶ月間の終値の単純平均値803円に対して36.36%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であって、経済産業省の「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降、2023年11月6日までに公表され、かつ成立した親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアムの実例50件（プレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日の終値に対して39.16%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対して42.26%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対して42.55%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対して41.32%。）と比較して、公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の各単純平均値に対するプレミアム水準のいずれにおいてもやや劣るものの、公表日の前営業日の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアム水準においてはその差異は1～2%程度にとどまり、かつ、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアム水準においては上回っていること等に鑑みれば、他社事例との比較においても同等程度の合理的な水準にあるといえること。

- (b) 本公開買付価格の決定に際しては、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- (c) 本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、当社と富士ソフトとの間で協議・交渉が複数回行われた上で決定されていること。
- (d) 本公開買付価格の決定にあたっては、当社は、当社と富士ソフトの間における本取引に係る協議及び交渉の経緯並びに内容等を本特別委員会に対して適時に報告を行い、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議した上で、本特別委員会は協議及び交渉の重要な局面で意見を述べ、当社は本特別委員会の意見、指示及び要請を最大限尊重して富士ソフトと協議及び交渉を行っており、本特別委員会が富士ソフトとの交渉過程に実質的に関与した結果として、富士ソフトから1,095円という本公開買付価格の最終的な提案を受けていること。
- (e) 本公開買付価格が、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえないと判断されていること。

以上の経緯の下で、当社は、2023年11月8日に開催した取締役会において、本公開買付けを含む本取引を実施することで上記Ⅰ乃至Ⅲのシナジーを実現することが可能となると考えられることから、当社の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付価格を含む本取引の取引条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。

その後、当社は、2023年12月22日、富士ソフトより、本公開買付けの結果について、当社株式

11, 173, 623株の応募があり、買付予定数の下限(3, 793, 500株)以上となり本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2023年12月28日(本公開買付けの決済の開始日)付で、富士ソフトの所有する当社株式の議決権所有割合は90.55%となり、富士ソフトは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、富士ソフトより、2024年1月10日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、本株式売渡請求を行う旨の通知を受領しました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討いたしました。

その結果、当社は、2024年1月10日、会社法第370条による決議(取締役会の決議に代わる書面決議)によって、(i)本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、2023年11月8日開催の取締役会において、本取引を通じて当社株式を非公開化し、当社を富士ソフトの完全子会社とすることは、当社グループの企業価値向上に資するものと判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ii)本売渡株式1株につき1,095円という本株式売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であること及び下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられていること等から、本売渡株主にとって相当な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii)富士ソフトは、本株式売渡対価の全てを、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行からの借入を原資として支払うことを予定しており、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された三菱UFJ銀行作成の2023年11月8日付融資証明書及び三井住友銀行作成の2023年11月8日付融資証明書並びに2023年11月8日付残高証明書より富士ソフトが本株式売渡対価を支払うために資金を確保する方法を確認しており、また、富士ソフトによれば、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、富士ソフトによる本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv)本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v)本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(vi)本特別委員会が本株式売渡請求についても検討した上で、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書を提出していること等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、富士ソフトからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決定いたしました。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階目の手続として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなり、本日から2024年2月8日まで整理銘柄に指定された後、2024年2月9日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、富士ソフト及び当社は、当社が富士ソフトの連結子会社であるため、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、典型的に富士ソフトと当社の一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、以下のような措置を実施しております。

なお、富士ソフトは、本公開買付けの公表日（2023年11月8日）時点において、当社株式を16,807,500株（議決権所有割合：54.39%）所有していたため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定していないとのことですが、富士ソフト及び当社において以下の①乃至⑧の措置を講じていることから、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

なお、以下の記載のうち、富士ソフトにおいて実施した措置については、富士ソフトから受けた説明に基づくものです。

① 富士ソフトにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

富士ソフトは、本公開買付け価格を決定するにあたり、富士ソフト及び当社から独立した第三者算定機関として、富士ソフトのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、富士ソフトはSMB C日興証券から2023年11月7日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、SMB C日興証券は富士ソフト及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

富士ソフトがSMB C日興証券から取得した株式価値算定書の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②公開買付けにおける独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、当社及び富士ソフトから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてE Yを選任し、当社株式の価値算定、富士ソフトとの交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助助言を受けるとともに、2023年11月7日付で当社株式価値算定書を取得しております。

なお、E Yは、当社及び富士ソフトの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有してしてしておりません。

また、本取引に係るE Yに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。なお、本特別委員会は、2023年9月1日開催の第1回の会合において、E Yの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。

なお、当社は、富士ソフト及び当社において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、E Yから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得してしておりません。

当社がE Yから取得した株式価値算定書の概要については本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手

i. 設置等の経緯

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2023年9月1日に開催された当社取締役会における決議により本特別委員会を設置しております。当社は、当該決議に先立ち、本特別委員会の委員の候補者が、富士ソフトからの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役と協議し、E Y及びシテニューワ法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、岸甫氏（当社独立社外取締役）、長谷川祥典氏（当社独立社外取締役）及び鷹箸有宏氏（社外有識者・株式会社J-TAPアドバイザー取締役）の3名を本特別委員会の委員の候補として選定しております。なお、これらの本特別委員会の委員は、本特別委員会の設置の当初から変更されておりません。なお、当社は、鷹箸有宏氏が本取引と同様の種類の取引につき豊富な経験を有することを理由として、外部有識者としての就任を依頼しております。また、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

その上で、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買

付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2023年9月1日開催の当社取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱いたしました。

また、当社は、上記取締役会決議において、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本特別委員会が自ら富士ソフトと交渉を行うことができる権限のほか、富士ソフトとの交渉を当社の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、本特別委員会は、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(b) 必要に応じて自らの外部アドバイザー等（ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等）を選任し（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、さらに、(c) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与しております。上記 (b) の権限付与を受けて、本特別委員会は、2023年9月1日に開催された第1回会合において、当社が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザーとしてEYを、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任することを承認いたしました。

ii. 検討の経緯

本特別委員会は2023年9月1日から2023年11月7日まで合計12回に亘って開催されたほか、各会日間においても報告・情報共有、審議及び意思決定を行い、本諮問事項に係る協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、2023年9月1日に開催された第1回本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるEY並びに当社のリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認し、本特別委員会も必要に応じてその専門的助言を受けられることを確認した上、本特別委員会独自の外部アドバイザーの選任は行わないことを決定するとともに、下記「⑤当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。その上で、本特別委員会は、シティニューワ法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

さらに、本特別委員会は、EYから受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、当社の事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受ける

の各ドラフト、並びに富士ソフトが提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトの内容について説明を受け、各当事者が、それぞれのリーガル・アドバイザーの助言を得て適切な開示を行う予定であることを確認しております。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2023年11月7日に、当社取締役会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

iii. 判断内容

(a) 答申の内容

- (i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。
- (ii) 本公開買付価格を含む本取引の条件には公正性が確保されていると考えられる。
- (iii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。
- (iv) 本取引（本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- (v) 上記（i）から（iv）を総合的に考慮すると、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。

(b) 答申の理由

- (i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）

以下の点を総合的に考慮すると、本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。

・当社がソフトウェアを仕入れている欧米を中心とするソフトウェア開発会社は買収により事業領域を拡大して、業界の寡占化が進んでおり、その結果として、相対的に、当社を含む販売代理店の業界内のパワーバランスが弱くなっており、さらに2021年10月に当社グループの売上高の20%程度を占めていたSynopsys社との販売代理店契約が終了したことを踏まえて、当社グループは自社開発製品とサービスを強化し、顧客の課題解決によりフォーカスする事業への変革を進めている。具体的には、(a) 自社製品開発の中心拠点である米国の Sigmetrix 社、カナダの Maplesoft 社、ベルギーの Noesis 社における開発体制、新製品の開発強化、(b) 日本大手製造業にシミュレーション技術を提供してきた経験を活かして、成長するアジア市場における事業拡大、(c) MBSEの導入支援、AIやARを活用した製品設計支援、自動車の電動化、エネルギー問題の解決に寄与するソリューションの開発や展開などによる「ものづくりのDX促進等」、(d) エネルギーやヘルスケア業界等におけるサービス提供による「SD

G s 分野などでのシミュレーション技術の活用」(「S D G s」とは、「Sustainable Development Goals」の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標を指します。)の4つをトップライン成長の骨子と掲げ、事業変革と企業価値向上に取り組んでいる。当社は、以上のとおり事業環境が大きく変わる中、その変化に対応するための事業変革に取り組んでいるが、当社が上場会社であることから、当社の株主の利益を追求する必要があること、また事業変革のために必要となる先行投資は不確実性を伴い、各事業年度の投資と利益のバランスを考慮しながら実施する必要があることから、先行投資を迅速に、また十分な規模で実行することが難しい状況にある。当社においては以上の点について、事業環境に係る経営課題と捉えている。以上の事業環境及び経営課題に係る説明内容については、当社及び富士ソフトからのインタビューの内容や、その他の一般的な公開情報を踏まえると、特段不合理な点はないと認められる。

- ・当社によれば、本取引によって当社が富士ソフトの完全子会社となることで、シナジー効果について以下のとおり想定されるとのことである。
 - a. I T業界全体でのエンジニアリソースの逼迫が想定されており、当社グループが自らI T人材を採用、育成するのに加え、富士ソフトのI T人材と連携して、顧客にサービスを提供することで、サービスの付加価値を向上させることができ、また、当社グループの事業拡大を実現できる。特に、両社のそれぞれの強みに鑑みると、当社のI T人材は、数学、物理学等をバックグラウンドにシミュレーションモデルの構築と解析、また、シミュレーションと親和性が高いMBSE、AI、AR/VR、Big Data分析などに強みを有し、さらに、PLM、SPDM、IoT、サイバーセキュリティなどの分野の強化に取り組んでいる一方、富士ソフトは、組込・制御系ソフトウェア開発、業務系ソフトウェア開発を中心に幅広いI T領域に強みを有している。当社が事業拡大に取り組んでいる領域において、連携効果が期待される。
 - b. 両社グループの強みを持つ業界やソリューションに相違がある中で、それぞれの顧客基盤を相互に活用したクロスセルを実施し、当社においては富士ソフトの既存顧客に対し、今まで以上に幅広いソリューション・付加価値を提供することで、当社グループの事業拡大を実現し得る。
 - c. 当社グループは、競争力のあるCAE販売権を活かし、特に製造業の製品開発・設計工程におけるモデル化と数値シミュレーションにより、様々な課題を解決することに強みを有し、今後に向けて、生産、運用保守領域までをサポートする体制構築に取り組んでいる。一方、富士ソフトは、上流工程から下流工程まで一貫通で幅広いサービスを展開しており、製品開発から実装までフルサポート可能な体制を有している。富士ソフトが当社を完全子会社化することにより、富士ソフト及び当社グループの経営資源の連携を推進する体制を早急に整え、PLM分野、IoT分野、サイバー

セキュリティ分野をはじめとする各テーマでの協業及び案件デリバリー能力強化による製造業領域での付加価値向上を実現し、当社グループの事業拡大を実現し得る。

- d. 当社においては、大きく変化する事業環境に対応すべく事業変革に取り組んでいるものの、事業変革のために必要となる先行投資を迅速に、かつ、十分な規模で実行することが難しいという経営課題を有している。この点、親会社である富士ソフトが当社グループに経営資源を投入すること等を通じて、当該経営課題に対処することが考えられるものの、当社と富士ソフトとがそれぞれに上場企業である状態では、完全に利害が一致せず、その結果、富士ソフトと当社グループの連携の実現には制約が存する。本取引を通じて富士ソフトが当社を完全子会社化することを通じて、富士ソフトと当社との利害関係を一致させることにより、富士ソフトによる当社への制限のない経営資源の投入が可能となり、富士ソフトグループと当社グループとの連携を強化することを通じて、当社の事業変革を加速することが可能となる。
- 当社が想定するシナジー効果の実現に向けて、当社と富士ソフトの認識に著しい乖離は認められず、説明された上記の各シナジーに着目した場合、当社グループの経営課題の解決が一層促進されることが期待できると考えられ、この点において、本取引の実施が当社グループの企業価値の向上に資するとの整理をすることができると考えられる。
 - 本取引により当社株式が上場廃止となることに伴い想定され得るデメリットについて、当社及び富士ソフトに対するインタビュー等を通じて検討した結果、取引先に対する影響、今後の資金調達への影響、コンプライアンス体制の弱体化の各面において、その影響は限定的と考えられる。
 - 本取引により当社株式が上場廃止となることに伴い今後の人材採用への影響及び既存従業員への影響等を勘案したうえで、大要以下のとおり要望が存することが確認された。
 - 給料及び福利厚生を含めて、富士ソフトの人事制度に統一することは望ましくなく、当社独自の人事制度を維持することが望ましい。
 - 一部の子会社においては、固有の高水準の給与水準を設けているが、これを含めて従業員の給与水準を維持することが望ましい。
 - 当社の商号はCAE業界で浸透していることに鑑み、本取引後も当社の商号を維持することが望ましい。
 - 大幅な経営体制の変更が生じた場合、従業員への影響が大きいため、急激な経営体制の刷新は避けるべきであり、また、仮に新規の役員が派遣される場合でも当社の状況を理解する者であるか、又は理解する姿勢を有することが望ましい。
 - これに対して、富士ソフトに対するインタビューにおいては、以下の考え方が確認された。

- 当社グループの従業員こそがその事業に必須の人的資本であるとの認識を前提に、従前の当社の状況をよく理解したうえで、基本的に従業員の待遇は維持する方針であって、当社グループにおける固有の人事制度も尊重する。
- また、富士ソフトにおいては、人材の積極的な活用に力を入れているところ、必要に応じて人材強化や人材定着等の課題についての富士ソフトの知見やノウハウの活用について協議することなどを通じて、当社の人材採用については積極的に取り組んでいく方針である
- 当社の既存の従業員について、雇用はもとより、待遇や子会社管理を含めた従業員の管理方法等も、従前の状況を維持することを想定している。
- 会社体制や組織体制を含め、これまでの当社の積み上げてきたものについては、基本的に尊重することを考えている。
- 当社の商号がC A E業界で浸透しており、一定程度の知名度を獲得していることを踏まえて、当社の現在の商号及び社名も尊重する方針である。
- 役員の派遣について従前と同様とする方針である。協業に向けた協議の中で役職員についての人材交流等の必要性も含めて相談していく可能性はあるが、当社の具体的な事業活動の内容などを踏まえて、最適な構成や体制などについて検討したいと考えている。
- ・本取引後の当社の経営方針について、富士ソフトは、当社が培ってきた企業文化、風土、人材、人事制度、処遇方針等の独自性を最大限に尊重しつつ、当社と協議のうえ、富士ソフトと当社を含めたグループ全体の持続的な成長の実現に向けて、各シナジーを発揮する施策を決定していくことを想定しているとのことである。かかる想定にかんがみれば、今後の人材採用及び既存従業員への影響等を勘案したうえでの当社の要望に対しても一定程度に応じることが期待できる。富士ソフトにおいてかかる対応がなされることを前提にすれば、人材採用及び既存従業員への影響等の面におけるデメリットについてもその発現は限定されるものと思料される結果、本取引によって期待されるメリットを上回るデメリットが生じる具体的な可能性は、特段認められない。また、富士ソフトによれば、富士ソフトは本取引後も、当社の経営の自主性・独立性を尊重することを基本方針とし、当社の従前の経営方針や事業ポートフォリオを大きく変更する予定はなく、従前どおり当社が培った主導で運営していただくことを想定しているとのことである。これらの事情を踏まえると、本特別委員会としては、当社の上記の要望を重視する場合には、本取引後もこれまでの当社グループの経営方針を主軸に置いた上で、当社グループと富士ソフトグループとの更なる連携の強化を実現することにより、当社グループの経営課題の解決が一層促進されることが期待できると考えられ、この点において、本取引の実施が当社グループの企業価値の向上に資するとの当社の判断には一定の合理性があると思料する。

(ii) 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。

- ・ E Yによる当社株式の株式価値の算定結果には一定の合理性があると考えられるところ、本公開買付価格は、E Yによる算定結果のうち、市場株価法算定レンジの上限値を上回り、かつ、類似会社比準法及びDCF法の算定レンジの範囲内の価格であることが認められる。
- ・ E Yから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法による具体的な算定過程に特段不合理な点は見当たらない。E YによるDCF法による算定の基礎とした当社が作成した2023年12月期から2026年12月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）は、当社中期経営計画とは異なる内容であるが、当社によれば、当社中期経営計画上の売上高、EBITDA等の数値は、当社における自社開発製品の強化、アジア事業の拡大、モノづくりのDX促進、SDGs分野などでのシミュレーション事業の活用などの施策に関して想定できる効果が全てにおいて発現された場合を前提とした目標値であって、その最大値を記載したものであり、これらの施策の効果が全てにおいて最大限に発現することを予測する目標数値であった当社中期経営計画における数値よりも、より現状に即した予測に基づき、当社の客観的かつ合理的な企業価値を算定し、本公開買付価格の妥当性を検討することがより適切であるとの判断に基づき、より合理的に実現可能な水準によるものとして本事業計画を作成したのであって、本事業計画は、当社の足元の事業環境等を踏まえた内容となっており、特に保守的な内容としているものではないとのことである。本事業計画の策定過程や主要な前提条件に係る当社の説明内容に照らすと、当社において本取引の存在を前提に恣意的に計画値を設定したという事情は見受けられず、またその作成過程について客観性又は合理性を疑わせる事情は認められない。また、本事業計画の策定過程において富士ソフト側からの不当な関与は認められず、その他当社の独立性に疑念を生じさせる事情は特段見当たらないこと等を踏まえて検討すると、本事業計画の内容について、当社の少数株主の利益の観点から不合理な点は認められないことから、本事業計画をDCF法の算定の基礎として用いることは是認できる。また、DCF法における具体的な算定過程についてE Yと質疑応答を行った結果、採用した割引率や残存価値の算定方法について、いずれも現在の評価実務に照らして、その算定過程に是認し難い不合理な点は認められなかったため、DCF法に基づく算定には一定の合理性がある。
- ・ 以上のとおり、E Yによる当社株式の株式価値の算定結果には一定の合理性があると考えられるところ、本公開買付価格は、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると考えられる。
- ・ 経済産業省により「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降、2023年11月6日までに公表され、かつ、成立した同種事例（親会社による上場子会社の非公開化に向けた公開買付けの事例）50件のプレ

ミアム割合の平均値が、公表日の前営業日の終値、直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値の単純平均値、直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対して、それぞれ39.16%（公表日の前営業日の終値）、42.26%（直近1ヶ月間の終値の単純平均値）、42.55%（直近3ヶ月間の終値単純平均値）及び41.32%（直近6ヶ月間の終値単純平均値）であることとの比較において、本公開買付価格に付されたプレミアムは、公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の各単純平均値に対するプレミアム水準に相対的にやや劣るものの、公表日の前営業日の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアム水準においてはその差異は1～2%程度にとどまり、かつ、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアム水準においては上回っていること等に鑑みれば、他社事例との比較においても同等程度の合理的な水準にあるといえる。

- ・以上を総合的に考慮すると、当社株式1株につき1,095円という本公開買付価格には、一定の合理性があると考えられる。
- ・本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定は予定されていないが、経済産業省が2019年6月28日付で公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」においても、既に買収者の保有する買収対象会社の株式の割合が高い場合においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aの成立を阻害してしまうおそれ等があるとの懸念もあり、常に当該条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であるとされている。本特別委員会としては、富士ソフトにおける当社株式の所有割合を踏まえると、上記の懸念が相当程度当てはまると考えられること、仮に同条件を設定すると、かえって本公開買付けに応募した少数株主の利益を害する可能性があること、さらに、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性は確保されていると評価できること等を総合的に考慮すると、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていなくとも、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと思料する。
- ・本スクイズアウト手続（本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている一連の手続をいいます。以下同じです。）としては、株式売渡請求又は株式併合が予定されているところ、いずれの場合でも、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されている。また、富士ソフトによれば、本スクイズアウト手続は、本公開買付けの決済の完了後速やかに進めていく予定とのことであり、さらに、①株式売渡請求の場合は、富士ソフトが、1株当たりの対価として、各株主に対し本公開買付価格と同額の金銭を交

付すること、②株式併合の場合は、併合の結果生じた端数の合計数に相当する当社株式の売却価格について、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の株主に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことが予定されている。以上のとおり、本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった少数株主の利益に配慮がなされているといえ、本スクイーズアウト手続に係る条件には、一定の合理性があると考えられる。

- ・ 下記 (iii) のとおり、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられるところ、本公開買付け価格を含む本取引の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。

(iii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。

- ・ 当社は、本取引の検討にあたり、当社の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、公正性担保措置の一環として本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本公開買付け価格の具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められない。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対し、①本特別委員会が自ら富士ソフトと交渉を行うことができる権限のほか、富士ソフトとの交渉を当社の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、②必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとされている。）のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、③答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与している。これを受けて、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関、並びにリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれを当社のアドバイザー等として承認した。さらに、当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する取締役会においては、本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しており、特別委員会の判断内容の実効性の確保に配慮がなされている。以上のとおり、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、本特別委員会は、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る立場から、

- 本取引の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行った。
- ・ 当社は、本取引に係る意思決定の公正性を担保するために、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるEYから当社株式価値算定書を取得しているほか、独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けている。なお、当社は、EYから、いわゆるフェアネス・オピニオンまでは取得していないが、我が国においては、フェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は事案により一様ではないと解されている中、本取引の検討過程に照らした結果、本取引の是非を検討するために、フェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えべき事情までは認められず、これを取得しなくとも、本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に至る手続の公正性が否定されるものではないと思料する。
 - ・ 本特別委員会は、富士ソフトとの本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、その交渉過程に実質的に関与しており、かかる交渉過程に関して、当社の少数株主の利益に配慮すべき観点から特段不合理な点は見当たらない。
 - ・ 当社の取締役8名のうち、1名は富士ソフトの出身者であり、かつ、2021年3月まで富士ソフトの取締役を務めていたところ、当社においては、利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、上記取締役は、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議に参加しないことが予定されている。また、上記取締役は、本取引に関し、当社の立場において富士ソフトとの協議及び交渉にも参加していないとのことである。その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、富士ソフトからの独立性に疑義がある者が当社の意思決定に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。
 - ・ 富士ソフトは、公開買付期間を、法令に定められた最短期間の20営業日より長期の30営業日に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、富士ソフト以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことである。また、富士ソフト及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことであり、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことである。
 - ・ 本取引に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、当社株式の株式価値の算定結果の内容に関する情報、本取引を実施するに至った背

景・目的等に関する情報、当社と富士ソフトとの間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、当社の株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

(iv) 本取引（本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手續に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものでないか

以上のとおり、(i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、(ii) 本公開買付け価格を含む本取引の条件には公正性が確保されていると考えられ、(iii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手續には公正性が確保されていると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、(iv) 本取引（本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手續に係る決定を含む。）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(v) 上記 (i) から (iv) を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記 (i) から (iv) を総合的に考慮すると、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、上記「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」に記載のとおり、当社及び富士ソフトから独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、本取引において手續の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手續並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

シティユーワ法律事務所は、当社及び富士ソフトの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るシティユーワ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていません。なお、本特別委員会は、2023年9月1日開催の第1回の会合において、シティユーワ法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しています。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、富士ソフトから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、2023年8月24日に、富士ソフトから本取引の協議を開始したい旨の通知を受けた時以降、本取引に係る検討、交渉及び判断の過程に、富士ソフト及び富士ソフトグループの兼務者及び兼任者を関与させないこととした上で、富士ソフトから独立した取締役2名及び従業員1名の総勢3名からなる検討体制を構築し、本特別委員会とともに、当社と富士ソフトとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる当社の事業計画の作成過程に専属的に関与しており、2023年11月8日に至るまでかかる取扱いを継続しております。

以上の取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）はシティニューワ法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、EYから受けた財務的見地からの助言並びに当社株式価値算定書の内容及びシティニューワ法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引を実施することで各種のシナジーを実現することが可能となると考えられることから、当社の企業価値の向上に資するものであり、かつ、1株当たり1,095円という本公開買付価格を含む本取引の取引条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2023年11月8日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。なお、上記取締役会には当社の監査役3名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議のない旨の意見を述べております。

なお、上記の当社取締役会において、当社の取締役8名のうち、白石善治氏は富士ソフトの出身者であり、2021年3月まで富士ソフトの取締役を務めていたことに鑑み、本取引における構造

的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、その審議及び決議に参加しておらず、当社と富士ソフトとの間における本取引の交渉にも、当社の立場として関与しておりません。

当社の取締役のうち安江令子氏は2009年7月から2018年1月まで富士ソフトに在籍していましたが、2018年1月に当社の執行役員に就任するとともに富士ソフトを退職し、以降、当社グループを除く富士ソフトグループの役職員を兼任していないことから、富士ソフトとの関係で利益相反のおそれは小さいものと判断しております。また、監査役のうち内藤達也氏は2006年9月から2020年2月まで富士ソフトに在籍していましたが、2020年2月に富士ソフトを退職し、以降、当社グループを除く富士ソフトグループの役職員を兼任していないことから、富士ソフトとの関係で利益相反のおそれは小さいものと判断しております。

⑦ 取引保護条項の不存在

当社及び富士ソフトは、当社が富士ソフト以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

富士ソフトは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、富士ソフトが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（但し、富士ソフトが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主（但し、富士ソフト及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、富士ソフトは、本公開買付けにおける買付け等の期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しているとのことです。このように、富士ソフトは、公開買付け期間を、法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、富士ソフト以外の者にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求後における当社の経営体制等につきましては、今後、富士ソフト及び当社との間で、協議・検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

富士ソフトは当社の支配株主（親会社）であり、当社取締役会による本株式売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2023年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社及び富士ソフトグループ企業と営業上の取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によることとしておりますが、その取引が親会社または富士ソフトグループ所属企業と当社少数株主との利益が相反する重要な取引・行為である場合には、当該取引等を開始する前に、独立社外取締役及び独立社外監査役を構成員とする利益相反審議委員会において少数株主の利益保護の観点から審議を行うこととしております。」と示しております。

当社は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のないものから入手した意見の概要

当社は、2023年11月7日付で、本特別委員会から、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」をご参照ください。

なお、本答申書は、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得していません。

以 上